

児童の安全確保について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、川崎市立学校では、【地震発生時】や【「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」発令時】の児童の安全確保について、すでにお知らせしているところですが、先日の台風7号に伴う避難所開設や台風10号の動きも気になるところから、再度地震と警報時の対応について確認させていただきます。さらに、避難所開設に伴う措置についても加筆しました。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 【地震発生時の対応】

川崎市内のいずれかの地域(多摩区とは限りません)に、「震度5強以上」の地震が発生した、または、観測された場合

○深夜12時から 始業時刻(午前8時30分)前まで	発生した日は 臨時休業 となります。また、 翌日も臨時休業 です。 *地震発生時が登校時間帯に重なり、登校が完了している児童はお預かりします。速やかに引き取りをお願いいたします。
○始業時刻(午前8時30分)から 下校時刻までの教育活動中	児童を学校に留め置き、保護者または、「緊急時児童引き取り登録者カード」にお名前が記載されている方に引き渡しをします。翌日は 臨時休業 となります。 *可能な限りメールやホームページ等で情報をお知らせいたします。
○下校時刻後から深夜12時まで	翌日は 臨時休業 となります。
○発生した日が休日、休前日(たとえば金曜日)の場合	休日明けの平日を 臨時休業 にいたします。 *休日明けの平日が課業日でないとき(長期休業中や振替休日など)は、児童の学校での活動をすべて中止といたします。

※施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

※「震度5弱」以下の地震が発生した場合は、学校や周辺の被災状況を判断して対応いたします。「引き取り」をお願いする場合は、メール配信やホームページ等を活用して、できるだけ早くお知らせいたします。

2 【「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」発表時の対応】

(神奈川県全域、または県内の一部(川崎市に限りません)の市町村に発表された場合、川崎市立学校では、次の対応をとります。)

○午前6時の時点で発表された場合 ○午前6時以前に発表され、午前6時の時点でその発表が継続されている場合	その日は、 臨時休業 とします。 ※川崎市立学校はすべて 臨時休業 となります。 ※午前6時の時点で上記特別警報・警報が解除されていても、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社 全社 (JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄)が計画運休を実施している場合は当日を 臨時休業 とします。 ※午前6時以降に発表された場合で、登校時間帯に重なり、登校が完了している児童については学校でお預かりします。速やかに引
---	--

	き取りをお願いいたします。
○始業時刻(午前8時30分)から下校時刻までに発表された場合。	発表された時点で授業を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。 ※引き取りをお願いします。引き取りがあるまで、児童を学校でお預かりします。

※児童の安全確保のため、「緊急時児童引き取り者登録カード」にお名前が記載されている方への引き渡しをします。ご協力をお願いいたします。

※その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。

※「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」等)が発表された場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。また、警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合には、同様の対応を致します。

※登校時に、安全上の配慮から、保護者の判断で自宅待機させたいときは、学校に電話でご連絡ください。または、8:00までにミマモルメに入力してください。(その場合、欠席しても、「出席」扱いとします。)

3 【大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の対応】

※今回、新たに加筆しました。

- (1) 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された場合は、避難所業務が終了した日とその翌日を臨時休業とします。令和元年10月の台風19号襲来時、多くの学校で緊急避難所が開設されましたが、閉鎖後、その後の教育活動の安全確保のための様々な点検等を要する事態となったためです。
 - ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4(避難指示)が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
 - ・令和6年8月の台風7号襲来時も緊急避難場所が開設されましたが、この際は警戒レベル3(高齢者等避難)の発令でしたので、臨時休業にはあたりません。
 - ・緊急避難場所として使用しなかった学校は、臨時休業の対象外です。
- (2) 避難所業務が終了した日が休日、休前日(例えば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。
- (3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。
- (4) 上記において、いずれの場合も、メール配信やホームページ等でお知らせいたします。

学校が臨時休業の場合は、わくわくプラザも休室となります。
「授業の繰り上げ」(休み時間や清掃時間等を短縮し、下校時刻を繰り上げた場合も含む)を行った場合も同様です。

なお、ご不明な点がある場合は、教頭(Tel 945-8181)までご相談ください。